

# 大津町内部統制基本方針

本町では、行政の透明性及び信頼性を向上させ、適正かつ効率的に安定した住民サービスを将来にわたって提供するために、地方自治法第150条第2項に基づき、大津町内部統制基本方針を策定します。

今後は、この方針に基づき内部統制を強力に推進することで、町民に信頼される行政運営の確立に取り組んでいきます。

## 1 目的

### (1) 法令等の遵守

組織全体で、職員一人ひとりのコンプライアンス意識向上を取り組みます。

### (2) 業務遂行におけるリスク管理

業務遂行におけるリスクを把握し、事務処理の誤りや遅延を未然に防ぐとともに、万一発生した場合には、その影響を最小限に抑える対策を講じます。

### (3) 業務の有効性及び効率性

業務マニュアルと業務フローを作成し、業務手順を可視化することで、業務の効率化と効果的な遂行を実現します。

### (4) 財務報告等の信頼性

予算・決算等の財務報告および契約・会計事務におけるリスクを的確に把握し、財務報告等の信頼性を確保します。

### (5) 資産保全の確保

町が保有する資産を把握し、効果的な活用及び適切な処分等を行います。

## 2 対象とする事務

### (1) 財務に関する事務

### (2) その他町長が必要と認める事務

## 3 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の整備及び運用状況は、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上、議会に提出するとともに公表します。

また、本方針は本町を取り巻く状況の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和7年4月1日

大津町長 金田 英樹